

資料 1

■令和 6 年度末の進捗状況

①

②

③

④

⑤

計画時期 実施区分	H29以前	H30～R6	R7～R27			合 計
			改修・集積・廃止 等	維持する・大規模 整備はしない	方針を定めない・ 明示しない等	
1.計画策定前に実施	7					7
2.計画どおり実施		12		47	28	87
3.計画時期を変更して実施		14	4	0	0	18
4.方針を変更して実施		0	3	6	0	9
5.未実施		10	35			45
合 計	7	36	42	53	28	166

(参考)

令和 6 年度に廃止した施設数	8	平林キャンプ場、山田保育所、石川保育所、リフレかやの里、染色センター、地域農産物等活用型交流施設、岩滝母と子どものセンター、池ヶ成キャンプ場
令和 6 年度に新設した施設数	1	野田川第2認定こども園

※廃止、新設は条例に基づく

施設状況一覧

施設名の前に付している記号の意味

★＝令和 6 年度に廃止した施設

☆＝令和 6 年度に新設した施設

●＝令和6年度を実施時期としている施設

④実施計画策定前（平成29年度以前）に実施した施設

実施区分	カテゴリー	施設名	計画時期・方針	実施した時期・内容	施設数
1.計画策定前に実施	6.生産加工施設	有機物供給施設		H29改修	7施設
	8.環境衛生施設	旧加悦最終処分場		H28廃止	
		旧岩滝最終処分場		H29廃止	
		旧野田川最終処分場		H29廃止	
	10.保育所（園）・幼稚園 ・認定こども園	岩屋保育所		H27廃止	
		岩滝幼稚園		H27廃止	
		旧かえでこども園（旧岩滝保育所）		H27廃止	

④合計	7施設
-----	-----

⑧平成30年度から令和6年度までを計画時期とした施設

実施区分	カテゴリー	施設名	計画時期・方針	実施した時期・内容	施設数
2.計画どおり実施	2.その他集会施設	農村女性の家	R2廃止	R1廃止	12施設
	4.文化施設	旧加悦町役場庁舎	R1改修・長寿命化	R1改修・長寿命化	
		松風庵	R2廃止	R1廃止	
	5.体験・レクリエーション施設	クアハウス岩滝	R1改修・長寿命化	R1改修	
	8.環境衛生施設	加悦最終処分場	R3閉鎖、R18廃止	R1閉鎖	
	10.保育所（園）・幼稚園 ・認定こども園	加悦保育園	H30廃止	H30廃止	
		与謝保育園	H30廃止	H30廃止	
		市場保育所	R3廃止	H30廃止	
		加悦地域認定こども園	R3新設	R3新設	
	14.小学校	加悦小学校	R2統合	R2統合	
		与謝小学校	R1廃止	R1廃止	
		桑飼小学校	R1廃止	R1廃止、R3解体	
3.計画時期を変更して実施	5.体験・レクリエーション施設	★平林キャンプ場	R4廃止・解体	R6廃止	14施設
	7.消防防災施設	岩滝第1分団消防車庫	R1統合・廃止	R5統合・廃止	
		岩滝第2分団消防車庫	R1統合・廃止	R5統合・廃止	
		新消防車庫	R1新設	R5新設	
		岩滝第3分団消防車庫	R1改修・長寿命化	R1改修（×長寿命化）	
		岩滝第4分団消防車庫	R1統合・廃止	H30統合・廃止	
	10.保育所（園）・幼稚園 ・認定こども園	桑飼保育園	R2廃止	R3廃止	
		三河内幼稚園	R3廃止	R1廃止	
		★☆山田保育所⇒野田川第2認定こども園	R3廃止	R6廃止⇒新設	
		★石川保育所	R3廃止	R6廃止	
	13.その他福祉施設	加悦社会福祉センター	R2解体・撤去	R4解体	
		与謝の園	R2廃止	R5廃止	
		与謝野町障害者グループホーム・ケアホーム 及び与謝野町障害者就労継続支援施設	R2売却等	R5廃止	
		野田川老人憩いの家	R2廃止	R4廃止	
5.未実施	1.大規模集会施設	中央公民館	R1廃止		10施設
	3.スポーツ施設	野田川体育館	R1廃止		
	5.体験・レクリエーション施設	加悦双峰公園	R4規模縮小		
		木工加工施設	R4売却等		
	8.環境衛生施設	岩滝最終処分場	R5閉鎖、R20廃止		
		●野田川衛生プラント	R6改良整備		
		（仮称）野田川地域認定こども園	R4新設		
	11.放課後児童施設	岩滝児童館	R4解体・撤去		
	18.庁舎	与謝野町野田川庁舎	R4解体・撤去		
	22.給食センター	給食センター	R4移設等方針の実施		



⑧合計	36施設
-----	------

※上記5.未実施の年度末の状況

5.未実施	1.大規模集会施設	中央公民館	類似施設、エリア全体のあり方について議論が必要であり庁内協議中
	3.スポーツ施設	野田川体育館	
	5.体験・レクリエーション施設	加悦双峰公園	R5に与謝小廃校活用の事業者との対話で、この施設を含むエリアの可能性を探るべきとの意見を得たが、庁内協議により個別施設の活用方法を検討中(センターハウスを解体しキャンプサイトを広げる。トイレ改修)
		木工加工施設	R6に民間提案制度による売却募集を試みたが、土地の境界測量、分筆登記に多額の費用が必要となり費用対効果から断念。大江山運動公園との一体的活用ができないか検討中
	8.環境衛生施設	岩滝最終処分場	R5時点で埋立スペースに余剰があったことから施設を閉鎖せず、受入れ対象を岩滝地域の側溝土砂・海岸漂着ごみ等に限定し受入れ中
		●野田川衛生プラント	施設の在り方を検討中
	10.保育所（園）・幼稚園 ・認定こども園	（仮称）野田川地域認定こども園	R6.11に石川保育所周辺事業用地の売買契約を締結。R7.2に敷地造成・建設工事等の設計業者選定を行い、R9年度中の（仮称）野田川地域認定こども園の開園に向け事業を推進
	11.放課後児童施設	岩滝児童館	R5に跡地利用を含め解体時期を協議したが、公共施設が集まる区画に位置していることから、跡地の売却は好ましくないと判断。建物も現状で倒壊等の危険性がなく他の建物の解体を優先し未実施
	18.庁舎	与謝野町野田川庁舎	解体費用が多額であるため、優先する他施設の整備の進捗を見ながら解体時期を検討する旨、R5に協議
	22.給食センター	給食センター	R6.12議会でR6～8年度の債務負担行為を計上。R7.2に建設工事等の業者選定を行い、R8年9月から岩屋小学校跡地での新給食センター稼働に向け事業を推進

◎令和7年度以降を計画時期とした施設

実施区分	カテゴリー	施設名	計画時期・方針	実施した時期・内容	施設数
3.計画時期を 変更して実施	5.体験・レクリエーション施設	かや山の家	R9改修・長寿命化	R2改修（×長寿命化）	4施設
		三河内山の家	R9廃止	R1廃止	
	6.生産加工施設	冷凍米飯加工施設	H29改修、R9売却等	H29改修、R3廃止譲渡	
	14.小学校	岩屋小学校	R9廃止	R2廃止	
4.方針を変更 して実施	5.体験・レクリエーション施設	★リフレかやの里	R9売却等	R6廃止	3施設
		★染色センター	R9建替・集約化	R6廃止	
	6.生産加工施設	★地域農産物等活用型交流施設	R9売却等	R6廃止	
5.未実施	1.大規模集会施設	加悦地域公民館	R14改修・長寿命化		35施設
		勤労者総合福祉センター（野田川わーくばる）	R23改修・長寿命化		
	2.その他集会施設	岩滝コミュニティセンター	R9売却等		
	3.スポーツ施設	岩滝体育館	R9改修・長寿命化		
		農業者健康管理施設	R9廃止		
	4.文化施設	古墳公園	R24必要に応じ部分改修		
		加悦椿文化資料館	R15集約のため廃止		
		江山文庫	R15建替・他施設を集約		
		三河内郷土資料室	R15集約のため廃止		
	5.体験・レクリエーション施設	大内峠一字観公園	R20改修・長寿命化		
		野田川ユースセンター	R15改修・長寿命化		
		道の駅	R15改修・長寿命化		
		ちんざん	R15改修して売却等		
		織物技能訓練センター	R9集約のため廃止		
	6.生産加工施設	農産加工施設	R9売却等		
		大豆・米乾燥調製施設	R9売却等		
		ツバキ育苗温室	R9売却等		
	7.消防防災施設	加悦第1分団消防車庫	R24建替		
		野田川第1分団消防車庫	R22改修・長寿命化		
		野田川第2分団消防車庫	R9建替		
		野田川第3分団消防車庫	R19改修・長寿命化		
		野田川第4分団消防車庫	R19改修・長寿命化		
		野田川第5分団消防車庫	R14改修・長寿命化		
	8.環境衛生施設	野田川最終処分場	R15閉鎖		
		新最終処分場	R15新設		
	9.公共交通施設	与謝野駅舎	R12改修・長寿命化		
	12.診療所	国保診療所	R19改修・長寿命化		
	13.その他福祉施設	岩滝ふれあいセンター	R19改修・長寿命化		
	14.小学校	岩滝小学校	R14改修・長寿命化		
		石川小学校	R9廃止		
		三河内小学校	R9廃止		
		市場小学校	R9規模を拡大して建替		
		山田小学校	R9廃止		
	15.中学校	江陽中学校	R18改修・長寿命化		
		橋立中学校	R13改修・長寿命化		

◎合計	42施設
-----	------

⑨実施計画期間中、「維持する・大規模整備はしない」とした施設

実施区分	カテゴリー	施設名	計画時期・方針	実施した時期・内容	施設数
2.計画どおり実施	1.大規模集会施設	生涯学習センター知遊館 (岩滝地域公民館)	維持		47施設
	2.その他集会施設	算所会館	維持(改修・建替しない)		
		若者センター	維持(改修・建替しない)		
		藤ヶ森会館	維持(改修・建替しない)		
		川上公民館	維持(改修・建替しない)		
		堂谷公民館	維持(改修・建替しない)		
		幾地コミュニティ広場集会所	維持(改修・建替しない)		
	3.スポーツ施設	大江山体育館	維持		
		岩滝小体育館	維持		
		大江山運動公園グラウンド	維持		
		岩滝グラウンド	維持		
		野田川グラウンド	維持		
		算所社会体育グラウンド	維持		
		大江山運動公園テニスコート	維持(必要に応じ改修)		
		城山公園テニスコート	維持(必要に応じ改修)		
		野田川テニスコート	維持		
		城山公園弓道場	維持		
	4.文化施設	滝のツバキ公園	維持		
		旧尾藤家住宅	維持		
		旧加悦鉄道加悦駅舎	維持		
		農村文化保存伝習センター	維持		
	7.消防防災施設	加悦第2分団消防車庫	維持		
		旧加悦第3分団消防車庫	既に廃止(別用途で活用)		
		加悦第3分団消防車庫	維持(H28に整備済)		
		防災倉庫	維持		
	8.環境衛生施設	阿蘇霊照苑 (会葬者待合所兼事務所)	維持(設備改修行いながら)		
		ストックヤード	維持		
		B D F 供給施設	維持		
	10.保育所(園)・幼稚園・認定こども園	かえでこども園(新園舎)	維持		
	11.放課後児童施設	市場学童保育所	維持(譲渡・売却等も検討)		
		山田学童保育所	維持(譲渡・売却等も検討)		
	12.診療所	国保診療所リハビリ棟	維持		
		医師住宅	計画期間内に廃止		
	15.中学校	加悦中学校	維持		
	16.町営住宅(その他)	加悦教職員住宅	建替を行わず維持		
		岩滝教職員住宅	建替を行わず維持		
	17.その他施設	公用車車庫	維持(改修・建替しない)		
		マイクロバス車庫	維持(改修・建替しない)		
		旧岩滝郵便局倉庫 あ	維持(改修・建替しない)		
		福祉センター跡	維持(改修・建替しない)		
		旧法務局跡	維持(改修・建替しない)		
		機械保管倉庫	維持(改修・建替しない)		
	20.有線テレビ放送等施設	CATVセンター	大規模な整備はしない		
		CATV岩滝サブセンター	大規模な整備はしない		
		CATV野田川サブセンター	大規模な整備はしない		
	21.保健センター	元気館(2階含む)	維持		
		岩滝保健センター	維持		
4.方針を変更して実施	2.その他集会施設	★岩滝母と子どものセンター (与謝野町産業創出交流センター)	維持(改修・建替しない)	R6廃止	6施設
	5.体験・レクリエーション施設	道の駅屋外トイレ	維持	R3解体	
		★池ヶ成キャンプ場	維持	R6廃止	
	13.その他福祉施設	浜町野田会館	維持(改修・建替えしない)	H30廃止・譲渡	
	16.町営住宅(その他)	多目的住宅	建替えを行わず維持	R4廃止	
	17.その他施設	機業会館跡	維持(改修・建替えしない)	R5解体	
⑩合計					53施設

⑤実施計画期間中、「方針を定めない・明示しない等」とした施設

実施区分	カテゴリー	施設名	計画時期・方針	実施した時期・内容	施設数
2.計画どおり 実施	17.その他施設	旧下山田公民館			28施設
		算所共同作業所			
	18.庁舎	与謝野町役場			
		与謝野町加悦庁舎			
		与謝野町野田川庁舎北庁舎			
	19.地区公民館	算所地区公民館			
		加悦奥地区公民館			
		加悦地区公民館			
		後野地区公民館（町所有）			
		与謝地区公民館			
		滝地区公民館			
		金屋地区公民館			
		温江地区公民館			
		明石地区公民館（町所有）			
		香河地区公民館			
		石田地区公民館			
		弓木地区公民館			
		男山地区公民館（町所有）			
		三河内地区公民館（町所有）			
		岩屋地区公民館（町所有）			
		幾地地区公民館（町所有）			
		四辻地区公民館（町所有）			
		上山田地区公民館（町所有）			
		下山田地区公民館（町所有）			
		石川地区公民館（町所有） （石川農構センター）			
	23.大規模公園	阿蘇シーサイドパーク（阿蘇シーサイドパーク・グラウンドゴルフ場を含む）			
		野田川森林公園			
		大江山運動公園			

⑤合計	28施設
-----	------

第一次答申（意見表明）に対する町の考え方の一部修正について

資料 2

令和 7 年 5 月時点

一次答申（抜粋）	修正前	修正後	摘要
3. これまでの検討を踏まえた意見			
(3) 役場庁舎			
・ 3 町合併という大きな決断を背景に、上記答申で示された合意事項（庁舎統合という方向性）は重く、また答申から10年が経過した今、「当面」は当てはまらず、「将来しかるべき時期」に来ていると十分解釈できます。	<u>統合庁舎を新設する場合は、他に優先すべき公共施設（給食センター、こども園、小中学校）と財政見通し（年平均 1 0 億の借入）を踏まえると、庁舎統合は令和 2 1 年以降となりますが、既存庁舎を活用した統合庁舎も検討を進めることとしています。</u>	<u>令和7年度施政方針における「新たな庁舎をまちの中心地に建設する」「まちの地理的中心地である野田川地域での整備を軸に議論を進めるべき」「令和 7 年度を総合庁舎建設に向けた議論を開始する年に位置づけます」という方針を受け、第 3 次総合計画づくりの中で、総合庁舎建設に向けた議論を進めます。</u>	令和 7 年度施政方針を踏まえるため
・ 庁舎統合によって、公共サービスのオンライン化や小学校区単位程度に窓口を置く等の分散化、地域公共交通の利便性の向上についても検討し、よさの地域デザイン会議で描かれたものに近づけるべきです	与謝野町行政DX推進計画の策定に向けて原案のとりまとめ中であるが、その中で行かない窓口（公共サービスのオンライン化）や、統合庁舎の検討とともに窓口業務の分散化を検討します。公共交通はよさの乗合交通の本格運行を開始しました。	与謝野町行政DX推進計画を令和 7 年 3 月に策定し、その中で行かない窓口（公共サービスのオンライン化）や、統合庁舎の検討とともに窓口業務の分散化を検討します。公共交通はよさの乗合交通の本格運行を開始しました。	令和 7 年 3 月に与謝野町行政 D X 推進計画を策定したため
・ 庁舎統合の手順、時期等については、町の財政状況も含めて、具体的な統合案の検討を進めるべきです。	<u>財政見通し（年平均 1 0 億の借入）等を踏まえると、庁舎統合は令和 2 1 年以降となりますが、既存庁舎を活用した統合庁舎も検討を進めることとしています。（一部再掲）</u>	<u>令和7年度施政方針における「新たな庁舎をまちの中心地に建設する」「まちの地理的中心地である野田川地域での整備を軸に議論を進めるべき」「令和 7 年度を総合庁舎建設に向けた議論を開始する年に位置づけます」という方針を受け、第 3 次総合計画づくりの中で、総合庁舎建設に向けた議論を進めます。</u> <u>（再掲）</u> また、第 3 次与謝野町行政改革大綱で示す財政計画の点検・更新・実行を進め、中期的な財政見通しを示すとともに、単なる公設による庁舎建設のみならず、公民連携による庁舎建設や複合施設化など、最適な手法や時期を検討します。	令和 7 年度施政方針を踏まえるため

※令和 6 年度第 1 回公共施設マネジメント推進委員会における資料 3 「第一次答申（意見表明）に対する町の考え方等について」からの変更部分のみ記載

令和7年度施政方針（抜粋）

れまでから住民・事業者の皆さんとの対話を基にまちづくりを推進してまいりました。令和7年度は第3次与謝野町総合計画の策定に向けた一步を踏み出すことから、これまで以上に対話による協働のまちづくりの強化を図るために、地域デザイン会議（自分ごと化会議）を通して積極果敢な議論を展開してまいり所存ですので、住民の皆さんのまちづくりへの積極的なご参画をお願い申し上げます。

ここでまちづくりの大きな流れと行財政運営に係る基本的認識を整理しておきたいと思っております。本日、お伝えいたしました方針の中で、大型投資が必要な2つの事業、すなわち、学校給食センターと野田川地域の認定こども園の見通しにふれました。これらの施設整備事業は令和7年度から令和9年度までの期間で完了する予定です。今後、大型の投資が必要と見込む主な事業は小・中学校の施設整備事業と総合庁舎建設事業となります。このうち、教育委員会の所管事業である学校施設整備事業は、まずは教育的な視点で議論がなされるべきだと考えております。

一方で、総合庁舎建設事業については、私が町長に就任したときから町政の重要課題の一つとして位置付けてまいりました。この間、加悦中学校改築工事・2つの認定こども園の新設工事・クリーンセンター整備事業等の大型施設整備事業が終了し、残る2つの大型施設整備事業の見通しが立ちました。そして、令和7年度から第3次与謝野町総合計画の策定に向けた議論が本格化することから、総合庁舎建設に向けた議論を進めるタイミングに入ったと考えます。その方針はこれまでから申し上げているように、新たな庁舎をまちの中心地に建設するというものです。もう一步踏み込んで申し上げるならば、まちの地理的中心地である野田川地域での整備を軸に議論を進めるべきだと考えております。もちろん、厳しい行財政環境にあることは十分に理解しておりますし、合意形成に時間がかかることも想像できます。しかし、合併後20年が経過する中、住民の皆さんとは「与謝野町はひとつのまち」という認識を十分に分かち合っていると確信しております。その上で、第3次与謝野町総合計画の策定に向けた議論を本格化させるタイミングであれば、新庁舎建設に向けた議論とあわせて、まちの未来をより具体的に描くことができるものと考えています。以上のことから、令和7年度を総合庁舎建設に向けた議論を開始する年に位置づけます。

そして、最後に本町の行財政環境についてです。本町の財政状況は一般会計の歳入予算の約70%を地方交付税や国庫支出金等の依存財源に頼る財政構造となっており、依然として厳しい状況が続いています。しかしながら、4つの財政指標において国の基準値を超えるような状態ではなく、第3次与謝野町行政改革大綱に基づき方針を順守しながら的確に個別対応を行うことで、今後も財政の健全性を確保できるものと考えます。住民の皆さんにご心配をかけている会計に占める借金の割合を示す実質公債費比率についても、その高

第 3 次与謝野町総合計画の策定について

1 趣旨

延べ 3, 0 0 0 人以上の住民の皆様からご意見をいただき策定した第 2 次与謝野町総合計画を大切にしながら、本町の現状や課題の分析のほか、社会情勢や住民の皆様との対話の内容等を踏まえ、本町の目指す将来像を明確にした第 3 次与謝野町総合計画（以下「第 3 次計画」という）を策定する。

2 計画策定に当たっての基本的な考え方

- (1) 検証及び分析結果を根拠とする計画づくり
- (2) 戦略性が高く、実効性のある計画づくり
- (3) 住民等からの多様な意見を反映した、わかりやすく伝わる計画づくり
- (4) まちのランドデザインを明確にした計画づくり
- (5) 少子高齢化社会等の社会動向に対応できる計画づくり
- (6) S D G s の達成と連携した計画づくり

3 計画の構成及び期間

- (1) 基本構想 令和 9 年度～令和 1 6 年度（8 年間）
- (2) 基本計画 前期基本計画 令和 9 年度～令和 1 2 年度（4 年間）
後期基本計画 令和 1 3 年度～令和 1 6 年度（4 年間）
- (3) 実施計画 毎年度（向こう 3 ヶ年度を計画期間としてローリング方式により策定）

4 策定スケジュール（予定）

R 7 年度	6 月	公募型プロポーザルにより受託事業者決定
	7 月～8 月	基礎調査
	8 月	町長から総合計画審議会に諮問
	8 月～9 月	住民意識調査
	9 月～1 2 月	若手職員ワークショップ、地域デザイン会議（資料 3 - 2）
	1 0 月～1 2 月	各種団体等ヒアリング
	1 2 月～R 8 年 1 月	関係人口意識調査
	R 8 年 2 月	第 3 次計画骨子完成
R 8 年度	4 月	第 3 次計画骨子パブリックコメント
	5 月～7 月	各種団体等ヒアリング
	9 月	第 3 次計画（最終案）パブリックコメント
	1 1 月	町総合計画審議会から町長へ答申
	1 2 月	町議会 1 2 月定例会議案審議
	R 9 年 2 月中旬	第 3 次計画策定

令和 7 年度 与謝野町地域デザイン会議について

1 地域デザイン会議の趣旨

- (1) 今後減少する行政資源の活用について正確な情報を共有し、行政だけでなく住民協働・住民参画で考える仕組みにより住民の主体的な活動を促進
- (2) 住民協働・住民参画による対話を通じ、地域がより良くなるように地域の課題を「自分ごと」として捉え、課題解決に取り組む地域人財を育成
- (3) 令和 7 年度は、第 3 次与謝野町総合計画（以下「第 3 次計画」という）（基本構想）作成に向けた住民との対話の場として実施

2 地域デザイン会議のテーマ等

- (1) テーマ
10 年後のまちの「しごとづくり」「くらしづくり」「ひとづくり」
- (2) 参加者等
○無作為抽出方式により選ばれた住民等（参加想定人数 100 人）
○Logo フォームを活用し、インターネット上で意見を募集
○会議は傍聴自由（公開）とし、インターネット配信を実施
- (3) スケジュール
6 月 公募型プロポーザルにより事業者決定
6～7 月 無作為抽出により対象者へ案内の送付（2,000 人）
9～11 月 地域デザイン会議の開催（5 回）
令和 8 年 1 月 第 3 次計画（基本構想）作成に向けた提案書の提出
- (4) 会議の進め方
○テーマに沿った住民会議（仮称）（4 回開催）
テーマ別の分科会を設け、住民によるワークショップを開催
○中高生による住民会議（仮称）（1 回開催）
地域の中高生によるワークショップを開催し、10 年後のまちの将来像について対話を行う
○対話の場は行政が主導せず、行政と住民の想いを繋ぐ第 3 者のコーディネートにより、シナリオのないものとする
- (5) テーマと第 2 次計画各分野との主な関連

テーマ	しごとづくり	くらしづくり	ひとづくり
分野 1 産業・仕事	●		
分野 2 観光・交流・移住定住	●	●	
分野 3 健康・福祉			●
分野 4 子ども・子育て			●
分野 5 教育・スポーツ・文化			●
分野 6 環境・暮らし		●	
分野 7 地域協働・行財政運営	●	●	●

庁舎整備に向けた当面のロードマップ（素案）

令和 7 年度

令和 8 年度

町長・議会選挙

住民との対話

地域デザイン会議
(3テーマのうち1テーマで対話)

総合計画骨
子の策定

総合計画の策定
(グランドデザインの中に庁舎整備について記載)

総合計画審議会

総合計画審議会

公共マネ
委員会

公共マネ
委員会

公共マネ
委員会

公共マネ
委員会

行革
委員会

行革
委員会

行革
委員会

行革委員会

庁内協議

公共施設等マネジメント推進検討部会

庁内検討調査委員会

まち本庁舎検討部会

まちづくり本部会議

まちづくり本部会議

与謝野町のコンセプトに係る町長からの質問について

1 町長からの質問

委員の皆さま方が言われる「コンセプト」の定義は

2 参考

(1) 委員長からの問いかけ

町長からの宿題（「まちのコンセプトって何？」）のことです。町長のお考えでは、「まちのコンセプト」なら、まちの最上位計画である「総合計画」にすでに描かれているはずですが、それとは違うのですか？という問いです。皆さんには、次回の委員会までに、このメール上でご意見を共有頂ければと思いますが、個人的には以下の2点のいずれか、もしくは両方かなと考えました。

①仮に「まちのコンセプト」が総合計画に描かれている町の将来像と同義であり、またその内容が公開・周知されていたとしても、そのビジョンが多くの住民の間で「実質的に」共有・定着されていなければ、それは「まちのコンセプト」とはいえない。公共施設の再編で話し合いが紛糾するとすれば、そのビジョンが住民に十分共有されていないことが一因である可能性がある。つまり、「まちのコンセプト」とは、まちの将来像が「実質的に」共有・定着されたもの。

②総合計画に描かれている町の将来像（「人・自然・伝統 与謝野で織りなす 新たな未来」）は、抽象度が高く、解釈次第ではあらゆる分野や他のまちにさえ該当する内容であるがゆえに、そのコンセプトを公共施設の再編に落とし込む際に、優先順位を付ける基本方針として使いづらい。町の将来像に基づいた「町政の」将来指針のようなもの、つまり、「与謝野町といえば、〇〇」が必要なのではないか。

(2) 委員の方からの回答

①A委員

これは従来から言われていることで、議会でも良く質問があると思っています（町長が何がしたいのかわからん、的な）。町長がおっしゃる総合計画は、委員長がおっしゃるようにどのような事業に取り組んでも、総合計画のどの部分に該当するのかが示しやすいようにできているので、ぼやけているのですね。私は町長のマニフェストは知りませんが、選挙の時に何を訴えられてどんな町づくりをしようとしているのか話されていることと思いますし、町民はそれを支持しているのですから、町のコンセプトは町長が示していけばいいし、そうすべきと考えています。もちろんそれは、町民の意見を充分にお聞きになり、それを反映したものでなければならぬとも思っています。

②B委員

もしも、まちのコンセプトが総合計画の「人・自然・伝統 与謝野で織りなす 新たな未来」であれば、それを答えられる人は少なく、ほとんどの方に定着はしていないように思います。

そのコンセプトで与謝野町の未来がどこに向かうのか私はあまりイメージできません。

“新たな未来”とは何をさしているのでしょうか。

そこが共有できたら進めやすいですし、指針になるのではないのでしょうか。

全ての公共施設を残すことや修繕することができないからこそ、感情的にではなく、「何のために」「誰のために」「なぜ」を残すのか考えなければ整理が難しいです。

「与謝野町って●●なまちだよ」ぐらい単純に言語化できる何かがあれば共有しやすくなるかと思い、コンセプトをお聞きしてみました。